

補助対象一覧表

事業単位	事業名	補助率(注1)		対象施設等			主な対象事業	備考	担当者名
		施設整備事業	設備整備事業	公立(注2)	公的(注3)	独法(注4)・民間			
救急	休日夜間診療所	○ (0.33)	○ (2/3)	—	○	○	休日夜間診療所の整備に対し市町村が補助する事業	市町村に対する補助 ※市町村の負担も必要	恒川
	病院群輪番制病院	○ (0.33)	○ (2/3)	—	○	○	病院群輪番制病院の整備事業に対し市町村が補助する事業	市町村最低負担率 施設：0.67 設備：1/3	
	ヘリポート周辺施設整備事業	○ (0.33)	—	—	○	○	ドクターヘリ格納庫、給油施設整備の整備事業		渡邊
	救命救急センター(高度救命救急センター、小児救急専門病床含む)	○ (0.33)	○ (設備2/3) (ドクターカー3/4)	—	○	○	救命救急センターの整備事業	県の要請施設	水野
	小児集中治療室整備事業	○ (0.33)	○ (2/3)	○ (設備のみ)	○	○	小児集中治療室(PICU)の整備事業		恒川
	病院救急車整備事業	—	○ (1/2)	○	○	○	病院救急車の整備事業	第2次救急医療機関に限る。	恒川
小児・周産期	小児医療施設	○ (0.33)	○ (2/3)	—	○	○	小児医療施設(NICU, GCU)の整備事業	周産期母子医療センターに限る。	榎田
	周産期医療施設	○ (0.33)	○ (2/3)	—	○	○	周産期母子医療施設(MFICU)の整備事業	周産期母子医療センターに限る。	
災害	基幹・地域災害拠点病院	○ (0.33)または(0.5)	○ (1/3)または(2/3)	—	○	○	基幹・地域災害拠点病院の整備事業	県の要請施設補助率は事業内容による	中村
	非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	○ (0.33)または(0.5)	—	○	○	○	病院の診療機能を3日程度維持するために必要な非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	救命救急センター、周産期母子医療センター及び浸水想定区域等に位置する病院等に限る。	
	NBC災害・テロ対策設備整備事業	—	○ (10/10)	○	○	○	NBC災害及びテロ発生時に被害者の診断等に必要な設備の整備事業	救命救急センター・災害拠点病院に限る。	
	災害拠点精神科病院等	○ (0.33)	○ (1/2)	○ (設備のみ)	○	○	災害拠点精神科病院等の整備事業	災害拠点精神科病院・DPAT先遣隊を有する病院に限る。	立松
	医療施設非常用通信設備整備事業	—	○ (2/3)	—	○	○	衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信設備の整備事業	救命救急センター、周産期母子医療センター、地域医療支援病院等に限る。	中村
	医療施設浸水対策事業	○ (0.33)	—	○	○	○	医療用設備・電源設備の想定浸水深等以上への移設または止水板及び排水ポンプ・雨水貯留槽設置の設置	浸水想定区域等に位置する病院等に限る。	
地球温暖化対策施設整備事業	○ (0.33)	—	—	○	○	地球温暖化対策に資する整備事業			
耐震	特定地域病院施設整備事業	○ (0.33)	—	—	○	○	大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域内に所在し、かつ政策医療を実施する一般病院が耐震化を図る施設整備事業	耐震診断の結果改善及び補強が必要と認められる診療棟及び病棟であること	中村
	医療施設耐震整備事業	○ (0.5)	—	—	△ (注5)	○	次に掲げる者が行う耐震化整備事業 (1)救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると知事が認めるものの	(1)については、原則第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。	
	病院内保育所施設整備事業	○ (1/3)	—	— (注6)	— (注6)	○	病院内保育所の整備事業		

看護	看護師勤務環境改善施設整備事業	○ (1/3)	—	— (注6)	— (注6)	○	看護職員が働きやすく離職防止につながる施設整備事業（新築、増改築、改修）	木村
	看護師宿舎整備事業	○ (1/3)	—	— (注6)	— (注6)	○	病院の看護師宿舎の個室整備事業	
	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	○ (1/2)	—	—	○	○	看護師の特定行為研修の実施に必要な施設整備事業	

(注1) ( )内の補助率は、令和7年度の内容である。

(注2) 地方独立行政法人を含む。

(注3) 「公的」とは、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、

(注4) 「独法」とは、独立行政法人国立病院機構等の国立独立行政法人、国立大学法人等をいう。

(注5) 公的については「(2)Is値が0.3未満の建物を有する病院の開設者」のみ対象

(注6) 公立・公的については現在の要綱では補助対象外であるが、要望がある場合には担当まで相談すること。